

## 御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について

### 1 申請理由

(株)レノバは、御前崎港に 74,950kW (74.95 メガワット) 規模の大規模バイオマス発電所を建設する計画を進めている。

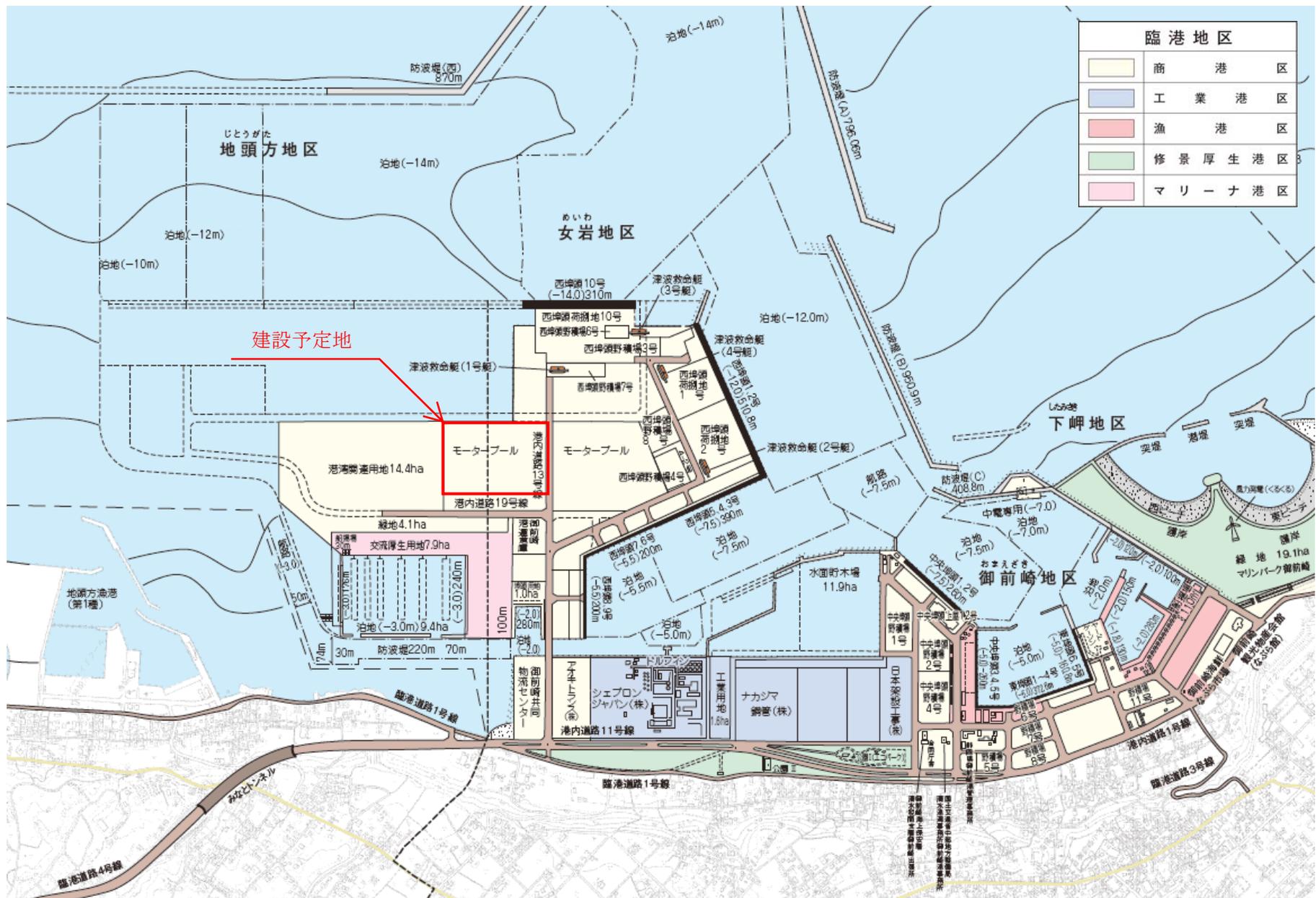
(株)レノバが計画しているバイオマス発電所の建設地は、御前崎港の臨港地区(商港区)内に位置するため、当該施設の設置には「静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」に基づく知事の許可が必要となることから、臨港地区内構築物建設許可申請書が提出された。

### 2 (株)レノバの計画の概要

名称	(仮称) 御前崎港バイオマス発電所建設工事
所在地	御前崎市港・牧之原市新庄字浜
出力規模	74,950kW (74.95 メガワット)
想定発電量(年)	5.3 億 kWh (約 13 万世帯分)
燃料	木質ペレット他
敷地面積	53,249.85 m <sup>2</sup>
着工時期	令和2年10月頃
運転開始	令和5年1月頃

### 3 完成予想図(イメージ)





臨港地区	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	商 港 区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue;"></span>	工 業 港 区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red;"></span>	漁 港 区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green;"></span>	修景厚生港区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:pink;"></span>	マリーナ港区

## 構築物建設許可申請に対する県の考え方について

### 1 許可の可否検討

次の理由により本事業は公益上の必要性が高く、港湾管理者である県としても協力すべきものと判断し、「静岡県管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」第3条ただし書きの規定に基づき許可したいと考える。

- 現状の港湾の管理上、支障のないこと。  
建設予定地は、民地であり、予定されている対象地が特定されている。  
臨港道路等により周辺の物流施設と分離される。  
原料搬入が1.5～2回/月、5日/回程度であり埠頭内の既存の荷役、貨物輸送に支障がない。
- 今後の港湾の利用計画上への支障のないこと。  
計画されている港湾施設の整備及び土地造成が完了するまでに相当の期間（20年以上）を要することから、バイオマス発電施設の当面の事業期間の目安である固定価格買取制度（FIT）の20年間について利用することは現時点では支障はない。  
なお、今回申請への許可にあたり、固定価格買取制度に基づく発電事業終了時に再協議を実施する旨の条件を付与する。
- 構築物の建設の必要性や合理的な理由  
国の政策である再生可能エネルギー振興に沿ったものである。  
「静岡県の新ビジョン」「第3次静岡県環境基本計画」「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」「ふじのくにエネルギー総合計画」「静岡県バイオマス活用推進計画」の実現に寄与するものである。

#### 新ビジョン（総合計画）

##### 6-3 エネルギーの地産地消

##### (1)再生可能エネルギーの導入促進

##### ①新エネルギーの最大限の導入

- ・地域特性を活かした県内各地への多様な事例の導入を促進するため、バイオマス、中小水力発電に先行的に取り組む事業者を支援します。

燃料は主にカナダ等から輸入する木質ペレット（約25万t/年）、インドネシア/マレーシアから輸入するパーム椰子殻（約10万t/年）を西埠頭岸壁で荷揚げし、発電所用地にトラックで輸送を行う。

これにより、御前崎港において約35万t/年の物流拡大につながり、港湾活性化に寄与することができる。

近隣市町の雇用創出が期待できる。

○ 稼働後の事業者の姿勢

近隣の教育機関や自治体、地域などとの連携・協力により、普及啓発や環境教育の場として活用されることが想定される。

また、津波発生時には、港湾地域で働く人たちが避難所としてボイラー棟に避難できるように設備を活用することが想定される。

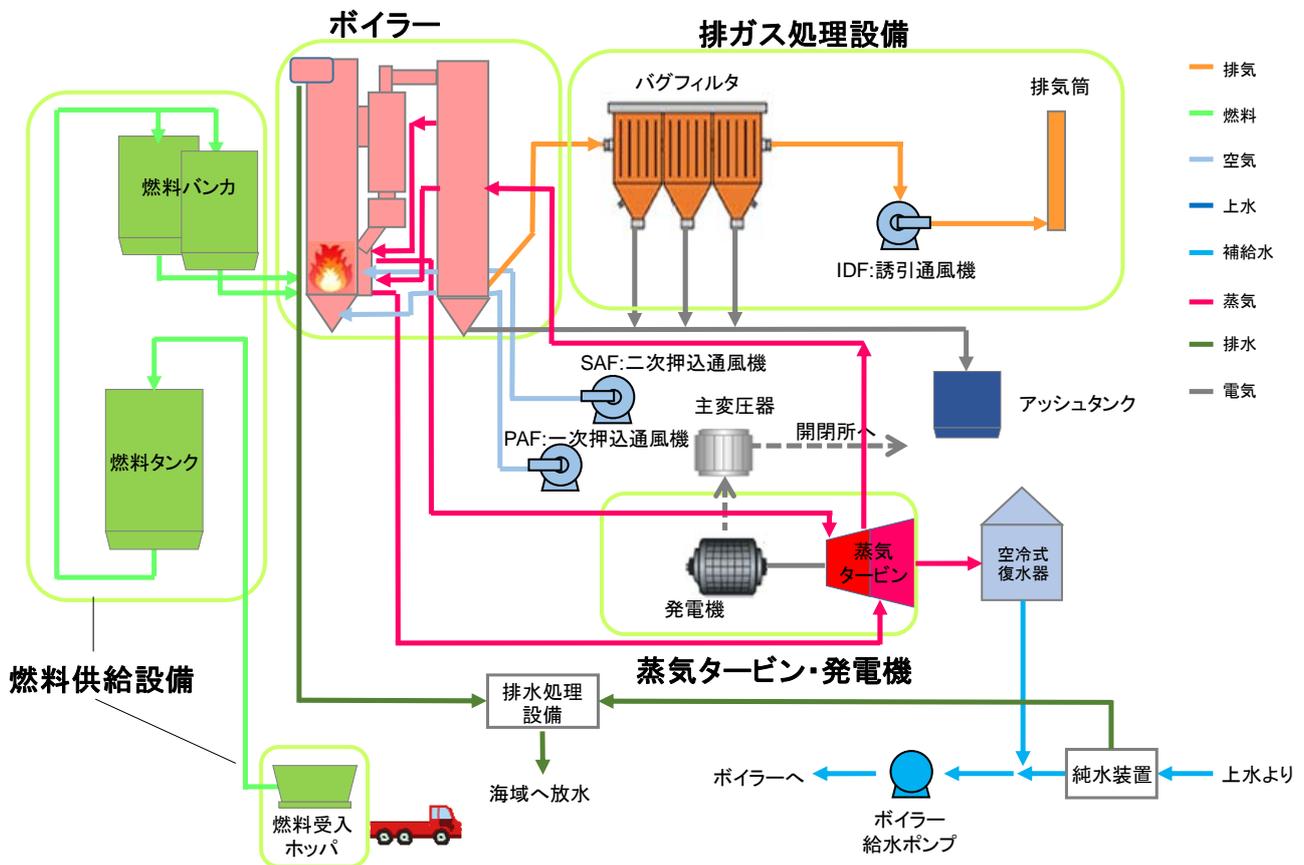
○ 参考

<臨海部におけるバイオマス発電所設置事例>

所在地	施設/会社名	発電出力	運転開始時期
神奈川	川崎バイオマス発電所/ 川崎バイオマス発電(株)	33 メガワット	2011 年 2 月
秋田	ユナイテッドリニューアブルエナジー/ ユナイテッドリニューアブルエナジー(株)	20.5 メガワット	2016 年 7 月
北海道	紋別バイオマス発電所/ 紋別バイオマス発電(株)	50 メガワット	2016 年 12 月
山形	サミット酒田パワー/ サミット酒田パワー(株)	50 メガワット	2018 年 8 月

バイオマス発電について

- ・ ボイラーにて発生した蒸気をタービンへ送り、発電機により発電
- ・ タービンで使用した蒸気は空冷式復水器にて冷却・凝縮し、再度ボイラーへ給水
- ・ 排ガスは排ガス処理設備にて処理し、排気塔から排出



## 臨港地区と分区について

---

### 1 臨港地区

- 臨港地区は、「港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法第38条の規定により港湾管理者が定めた地区」である。
- 港湾は、船舶が利用し、港湾施設が設置される水域と、その水域に接続して貨物の取り扱い、生産活動等の港湾活動が行われる陸域が一体となってはじめて、その機能が十分に発揮できるものである。  
このため、港湾区域を地先水面とする一定の地域に指定される臨港地区において、港湾管理者が一定の規制を行うことによって、港湾における諸活動の円滑化を図り、港湾の機能の確保ができるようにしたものである。

### 2 分区

#### (1) 分区の指定

港湾管理者は、臨港地区内において、分区を指定することができることとされている。(港湾法第39条第1項)

臨港地区は、港湾の管理運営のため、当該地区における土地利用を規制又は誘導しようとすることを主たる目的とするものであることから、分区の指定を行い、当該地区内における有害構築物を除去し、その地域における港湾の利用促進を図るものである。

#### (2) 分区の種類

分区には、次の種類があり、今回のバイオマス発電の建設地は商港区に該当する。

- ① 商港区
- ② 特殊物資港区
- ③ 工業港区（工場その他工業施設を設置させることを目的とする区域）
- ④ 鉄道連絡港区
- ⑤ 漁港区
- ⑥ バンカー港区
- ⑦ 保安港区
- ⑧ マリーナ港区
- ⑨ 修景厚生港区

### (3) 分区内の規制

○港湾法では「分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって、港湾管理者としての地方公共団体の条例で定めるものを建設してはならず」と定められている。

(港湾法第 40 条第 1 項)

○静岡県では、「静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」を制定し、分区において規制する構築物を定めている。(知事が公益上その他特別の事情によりやむ得ないと認める場合はこの限りではない旨の規定あり)

#### ○ 静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 (抜粋)

(禁止構築物)

第 3 条 法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる構築物以外のものとする。ただし、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

#### 別表 (第 3 条関係)

分区	構築物
商港区	(1)法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設 (危険物置場及び貯油施設を除く。) (2)海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所 (3)銀行業又は保険業を営む者の事務所 (4)会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する共同利用施設 (5)(2)から(4)までに掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (6)官公署の施設 (7)旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの

○ 静岡県の管理する港湾の臨構地区内における構築物の規制に関する条例第3条ただし書きにかかる構築物に建築許可について（抜粋）

1 条例第3条のただし書きで構築物の建築が許可される場合とは、次のどちらかに該当する場合とする。

(1) 公益上やむを得ないと認められる場合

(2) その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合

(中略)

3 1の(2)の「その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合」とは次のどちらかに該当する場合であって、かつ構築物の建設について必要性や合理的な理由が認められる場合とする。

(1) 臨港地区及び分区の見直しが具体化している箇所である場合

(2) (1)に該当しない箇所であっても、次の条件を満たしている場合

① 現状の港湾の管理上、支障のないこと。

② 今後の港湾の利用計画上、支障のないこと。

### 港湾法（抜粋）

(分区の指定)

第三十九条 港湾管理者は、臨港地区内において左の各号に掲げる分区を指定することができる。

一 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

二 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域

三 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

四 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域

五 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

六 バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域

七 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域

八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域

九 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

2 前項の分区は、当該港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域の範囲内で指定しなければならない。